坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第５０号

企業団所有地売却の一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき告示する。

令和８年１１月２０日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長　小　川　尋　海

記

１　件名

企業団所有地売却

２　入札対象物件（詳細は「物件調書」参照）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">所在地</th><th>従前地地目
（登記簿）</th><th>売却面積
（仮換地指定
地積等）</th><th>従前地地積
（登記簿）</th></tr>
<tr><td>仮換地</td><td>従前地</td><td rowspan="2">水道
用地</td><td rowspan="2">154 ㎡（※）</td><td rowspan="2">155 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地</td><td rowspan="2">坂戸都市計画事業石井土地区画整理事業
68 街区 3 画地・4 画地</td><td rowspan="2">坂戸市大字石井字
下元宿 2396 番 1</td></tr>
<tr><td colspan="3">最低売却価格　１０，９３４，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">入札保証金　５４７，０００円</td></tr>
</table>

※仮換地指定地積等の内訳は以下のとおりである。

仮換地指定地積（６８街区４画地）：１２１㎡

付保留地（６８街区３画地）：３３㎡

３　入札の方法

郵便入札の形態で執行するものとする。

４　入札参加資格要件

個人又は法人を問わず参加できるが、次の要件を全て満たさなければならない。

⑴　告示日から入札日までの期間に、施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　告示日から入札日までの期間に、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、これらの手続開始の決定を受けている者を除く。

⑶　告示日から入札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止

措置要綱(令和２年坂戸､鶴ヶ島水道企業団告示第１０号)に基づく指名停止措置又は坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成２８年坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第１１号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

⑷　地方自治法（昭和２２年法第６７号）第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員以外の者であること。

5　契約条項、物件調書、入札参加申請書等の配布

契約条項、物件調書、入札参加申請書等の詳細は、次のとおり配布を行うものとする。

⑴　配布の方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ（http://www.sakatsuru-suido.or.jp/）に掲載する。

⑵　配布の期間

令和８年１１月２０日（金）から令和９年１月２２日（金）まで

⑶　その他

ホームページを閲覧することができない等の理由により､書面での配布を希望する場合には、事前に財務課経営企画担当に連絡し、指示を受けること。

6　現地説明会

現地説明会は実施しないこととする。

7　入札参加申請

企業団所有地売却入札の手引き（以下「入札の手引き」という。)、物件調書及び現地を確認した後、入札参加を希望する者は必要書類を郵送にて提出しなければならない。

⑴　提出書類

ア　企業団所有地売却一般競争入札参加申請書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（指定様式）

イ　入札代表者届出書（指定様式)【共有で申請する場合のみ】

ウ　誓約書（指定様式）

エ　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し【法人のみ】

オ　身分証明書の写し　※発行日から３か月以内のもの【個人のみ】

カ　住民票の写し　※発行日から３か月以内のもの【個人のみ】

キ　印鑑登録証明書　※発行日から３か月以内のもの

⑵　提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便

持参、普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等上記以外の手段で提出された申請書類は、受理しないものとする。

⑶　提出期間

令和９年１月２５日（月）から令和９年１月２９日（金）午後５時１５分まで（必着）

期限を過ぎて到着した申請書類は、受理しないものとする。

⑷　提出先

〒３５０－０２１４　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１６号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団　財務課経営企画担当

８　各物件に対する質疑及び回答

⑴　各物件に関して質疑がある場合には、質問書を郵送するものとする。ただし、入札参加申請書（「７　入札参加申請」参照）と同封も可とする。なお、質問書は指定様式を使用すること。

ア　提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便

持参、普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等上記以外の手段で提出された質問書は、受理しないものとする。

イ　質問書提出期間

令和９年１月２５日（月）午前８時３０分から

令和９年１月２９日（金）午後５時１５分まで（必着）

期限を過ぎて到着した質問書は、受理しないものとする。

⑵　質疑に対する回答は、次のとおり行う。

ア　回答方法

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎１階掲示板に掲示及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ（http://www.sakatsuru-suido.or.jp/）に掲載する。

イ　回答掲示期間

令和９年２月８日（月）から令和９年２月１７日（水）まで

９　入札参加申請確認結果

入札参加申請確認結果は、令和９年２月８日（月）に電話又は電子メールにて通知する。

10　入札保証金

入札参加者は、次のとおり入札保証金を納付すること。

⑴　入札保証金は、「２　入札対象物件」に記載の金額とする。

⑵　⑴の入札保証金は、入札日から４週間以内に返還する。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後に返還する。

⑶　⑵のただし書の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

⑷　入札保証期間は、入札日より予定される契約締結日（令和９年２月２４日（水））までの期間とする。

⑸　入札保証金には、利息を付さない。
⑹　落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。
⑺　入札保証金納付期間
令和９年２月８日（月）から令和９年２月１５日（月）まで
⑻　入札保証金納付方法
当企業団指定銀行口座への振込みにより納付すること（企業団窓口での納付は不可）。
なお、振込手数料は入札参加者の負担とする。

11　入札書の提出
入札参加者は、次のとおり入札書等を提出すること。
⑴　提出書類
入札書（指定様式）
⑵　提出方法
一般書留郵便、簡易書留郵便又は持参
普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等上記以外の方法で提出された入札書は、受理しないものとする。
⑶　提出期間
令和９年２月８日（月）午前８時３０分から
令和９年２月１５日（月）午後５時１５分まで（必着）
期限を過ぎて到着した入札書は、受理しないものとする。
⑷　提出先
〒３５０－０２１４　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１６号
坂戸、鶴ヶ島水道企業団　財務課経営企画担当

12　入札及び開札
⑴　入札日
令和９年２月１７日（水）
⑵　入札時刻
午前９時００分
⑶　入札会場
坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎　ＡＢ会議室
（埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１６号）

13　入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
⑴　入札に参加する資格のない者がした入札
⑵　入札書の金額が訂正された入札
⑶　入札書の金額以外の記載事項を訂正した場合にその訂正印のない入札

⑷　記名押印を欠く入札
⑸　談合その他不正行為があったと認められる入札
⑹　所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
⑺　記載すべき事項がない入札又は記入した事項が明らかでない入札
⑻　同一事項の入札に対して２通以上の入札書を提出した者がした入札
⑼　押印された印影が明らかでない入札
⑽　虚偽の書類を提出した者がした入札
⑾　その他入札に関する条件に違反した入札

14　落札者の決定
⑴　開札の結果、最低売却価格以上の入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、別途定める方法により落札者を決定する。
⑶　入札結果は、電話又は電子メールで連絡する。

15　契約の締結
⑴　落札者は、令和９年２月２４日（水）までに契約を締結すること。
⑵　土地売買契約は、買受人名義で締結すること。共有での申請の場合は、共有者全員の名義及び持ち分を表記のうえ締結すること。
⑶　買受人が、正当な理由なくして上記⑴の期日までに契約を結ばない場合は、落札者としての資格を取り消す。
　この場合、入札保証金は、当企業団に帰属する。
　なお、落札者が資格を取り消された場合、最低売却価格以上で入札した者の中で資格を取り消された者の次に高い金額で入札した者が、次の落札者として資格を得ることとする。

16　契約保証金
⑴　買受人は、契約締結日に、契約保証金として契約金額の１０％以上の額（円未満切上げ）を納付すること。ただし、契約締結日に売買代金の全額（契約金額から入札保証金を差し引いた残金）を支払う場合には、納付する必要はない。
⑵　契約保証金には、利息を付さない。
⑶　契約保証金は、当企業団指定銀行口座への振込みにより納付すること。
　なお、振込手数料は落札者の負担とする。

17　売買代金の支払期限
⑴　売買代金（契約金額から契約保証金を差し引いた残金）は、契約を締結した日から３０日以内に当企業団が指定する銀行口座に納付すること。

⑵　⑴の期限までに売買代金の納付がない場合は、契約保証金は当企業団に帰属する。

18　所有権の移転等

⑴　売買代金（遅延違約金がある場合は違約金を含む。）の全額が支払われたとき、所有権が移転するものとし、同時に当該物件を引き渡すものとする。

⑵　当該物件は、現状のまま引き渡すこととし、契約締結後、当該土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、当企業団は一切責任を負わない。

⑶　従前地の所有権移転登記は、当該物件の引渡し後、当企業団が行うものとする。

⑷　換地後の本件土地における所有権移転登記は、土地区画整理法第１０７条第２項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後において区画整理事業施行者が行う。この登記に要する諸費用は買受人の負担とする。

19　権利義務の承継

⑴　買受人は、本件土地のうち付保留地（６８街区３画地）に係る部分について売渡人が平成７年４月１７日付で坂戸市と締結した「土地売買契約書」（「物件調書」別紙１参照）第６条及び第７条に定める本件土地に係る権利義務を、所有権移転と同時に承継するものする。

⑵　本件土地に係る土地区画整理事業に伴う清算金その他一切の権利義務は、所有権移転日以後は買受人に帰属するものとする。

⑶　売渡人及び買受人は、売渡人が令和８年１０月２日付で坂戸都市計画事業石井土地区画整理事業施行者宛て提出した「保留地の売却に伴う誓約書」（「物件調書」別紙２参照）の内容を承知の上、これを遵守するものする。

20　境界の明示

当企業団は、買受人に対して当該物件の現地における境界の明示を省略するものとする。

21　契約に必要な書類及び費用

本契約に必要な書類は、買受人が用意することとする。

また、次に掲げる費用は、すべて買受人の負担とする。

⑴　売買契約書に貼付する収入印紙

⑵　所有権の移転登記に必要な登録免許税

⑶　所有権移転後の公租公課

⑷　その他契約の締結及び履行に関して必要な費用

22　売却に係る条件

⑴　本件土地は土地区画整理事業施行地区内の仮換地及び保留地であり、換地処分未了のため確定測量は実施されていない。なお、隣地境界を確認するための測量は実施済みであるが、当該測量は将来の換地処分に基づく確定測量ではない。このため、換地処分に伴い、本件土地の面積、形状及び境界等が変更される場合がある。

⑵　売買対象面積は仮換地指定面積によるものとし、将来確定測量の結果と差異が生じても売渡人・買受人は互いに清算その他一切の請求を行わないものとする。
⑶　土壌汚染調査及び地質調査については実施していない。
⑷　土地売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設ける。
⑸　越境物等があった場合、当企業団では越境状態の解消等を行わないため、買受人が越境物所有者と協議すること。

23　利用制限

本件入札により落札した土地を利用するに当たって、次に掲げる用に供してはならない。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業の用
⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（その団体の構成員を含む。）の用
⑶　その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

24　その他

この告示に定めのない事項については、入札の手引き、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程（昭和５８年坂戸、鶴ヶ島水道企業団規程第２号)、その他関係法令の定めるところによる。

25　問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団　財務課経営企画担当
電話番号０４９（２８３）２０８０